監査結果
サービス種別：短期入所療養介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	監査日	勧告の内容	措置 （勧告に対する是正状況）	備考
医療法人愛生会	室戸市	老人保健施設あさひ	H31.3.14 ～ R1.8.28	1　看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数について、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上配置し、違反期間が生じることのないよう、速やかに改善すること。	改善済	問合先 長寿社会課 （旧高齢者福祉課）
				文書による指摘の内容	**措置 （指摘に対する是正状況）**	**備考**
				1　運営規程を変更（利用料その他の費用の額）しているにもかかわらず、変更の届出を行っていないことが認められた。 2　重要事項説明書において、次の（１）及び（２）が認められた。 （１）重要事項説明書に不足する事項（事故発生時の対応及び提供するサービスの第三者評価の実施状況）がある。 （２）利用申込者又はその家族に交付・説明を行い、書面で同意を得た重要事項説明書について、書面で得た同意の署名等は事業所で保管していたが、説明し、同意を得た重要事項説明書を事業所で保管していない。 3　管理者が、従業者に対して、その責務である必要な管理及び指揮命令を行っていないことが認められた。 4　運営規程に不足する事項（従業者の職務の内容）及び実態と相違する事項（従業者の員数）が認められた。 5　勤務表に日々の勤務時間、薬剤師及び介護支援専門員の配置を明確に記載していないことが認められた。 6　地震・津波を想定した避難訓練を２ヶ月から４ヶ月に１回実施していないことが認められた。 7　介護老人保健施設短期入所療養介護費の算定に当たり、次の（１）及び（２）のとおり関連する留意事項通知の内容に沿って実施していないことが認められた。 （１）月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たしているかの確認を行っていない。 （２）算定根拠等の関係書類を整備していない。	改善済	問合先 福祉指導課

				文書による指摘の内容	措置 （指摘に対する是正状況）	備考
				８　介護報酬の額の算定に当たり、次の（１）から（３）までのとおり不適切な事例が認められた。 （１）看護師若しくは准看護師又は介護職員の員数が人員基準上満たすべき員数を下回っている（以下「人員基準欠如」という。）期間があったにもかかわらず、介護老人保健施設短期入所療養介護費を減算していない。 （２）人員基準欠如に該当しているにもかかわらず療養食加算を算定している。 （３）人員基準欠如に該当しているにもかかわらずサービス提供体制強化加算（Ⅱ）を算定している。 ９　緊急短期入所受入加算の算定に当たり、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化しておらず、また、空床の有効活用を図る観点からホームページ又は情報提供等により、空床情報を公表していないことが認められた。	改善済	問合先 福祉指導課